

(別添書類第8号) 法令の規定により制限のある事業区域に関する行政機関の意見書

本書類は、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第14条第2項第9号で規定される「事業区域の利用について法令の規定による制限があるときは、当該法令の施行について権限を有する行政機関の意見書」である。

当該事業区域に係る法令の規定による制限があるものを、表8.1に示すとともに、各意見書を添付する。

表 8.1 事業区域の利用について制限がある法令

意見照会先		主な関係法令
文化庁		文化財保護法
国土交通省 関東地方整備局		道路法、河川法
国土交通省 中部地方整備局		道路法、河川法
東京都	東京都	河川法、文化財保護法等
	品川区	道路法、河川法等
	大田区	道路法、河川法、文化財保護法等
	世田谷区	幹線道路の沿道の整備に関する法律等
	町田市	道路法、文化財保護法等
神奈川県	神奈川県	河川法、急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律等
	川崎市	道路法、河川法、文化財保護法、都市計画法、都市緑地法、都市公園法等
愛知県	愛知県	道路法、河川法、砂防法、文化財保護法等
	春日井市	河川法等
	名古屋市	道路法、河川法、文化財保護法、下水道法等
独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構		道路法
名古屋高速道路公社		道路法

中 第 1 4 1 号
平成 30 年 2 月 2 日

文化庁長官
宮田 亮平 様

事業者 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目 1 番 4 号
東海旅客鉄道株式会社 代表取締役社長
柘植 康英



大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条第 2 項第 9 号の
規定に基づく意見について（照会）

「中央新幹線品川・名古屋間」に関し、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条の規定により使用の認可を申請するにあたり、貴職管理に係る土地（施設）の大深度地下を使用することについて、同法第 14 条第 2 項第 9 号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

- | | |
|-----------------------|--|
| 1. 事業名 | : 中央新幹線品川・名古屋間 |
| 2. 事業の種類 | : 中央新幹線品川・名古屋間建設工事 |
| 3. 大深度地下の使用予定範囲（事業区域） | : 別図のとおり |
| 4. 主な関係法令について | : 文化財保護法 |
| 5. 法令の規定による制限のある土地 | : 文化財保護法第 109 条第 1 項及び同法第 2 項の規定により指定されている特別史跡名古屋城跡並びに同法同条第 1 項の規定により指定されている名勝名古屋城二之丸庭園が所在する土地 |

中 第 1 4 2 号

平成 30 年 2 月 2 日

国土交通省関東地方整備局長

泊 宏 様

事業者 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号

東海旅客鉄道株式会社 代表取締役社長

柘植 康英



大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条第 2 項第 9 号の
規定に基づく意見について（照会）

「中央新幹線品川・名古屋間」に関し、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条の規定により使用の認可を申請するにあたり、貴職管理に係る土地（施設）の大深度地下を使用することについて、同法第 14 条第 2 項第 9 号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 1. 事業名 | : 中央新幹線品川・名古屋間 |
| 2. 事業の種類 | : 中央新幹線品川・名古屋間建設工事 |
| 3. 大深度地下の使用予定範囲（事業区域） | : 別図のとおり |
| 4. 主な関係法令について | : 道路法、河川法 |

中 第 1 4 3 号

平成 30 年 2 月 2 日

道路管理者

国土交通省中部地方整備局長

塚原 浩一 様

事業者 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目 1 番 4 号

東海旅客鉄道株式会社 代表取締役社長

柘植 康英



大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条第 2 項第 9 号の
規定に基づく意見について (照会)

「中央新幹線品川・名古屋間」に関し、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条の規定により使用の認可を申請するにあたり、貴職管理に係る土地 (施設) の大深度地下を使用することについて、同法第 14 条第 2 項第 9 号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

- | | |
|------------------------|--------------------|
| 1. 事業名 | : 中央新幹線品川・名古屋間 |
| 2. 事業の種類 | : 中央新幹線品川・名古屋間建設工事 |
| 3. 大深度地下の使用予定範囲 (事業区域) | : 別図のとおり |
| 4. 主な関係法令について | : 道路法 |

中 第 1 4 4 号

平成 30 年 2 月 2 日

河川管理者

国土交通省中部地方整備局長

塚原 浩一 様

事業者 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目 1 番 4 号

東海旅客鉄道株式会社 代表取締役社長

柘植 康英



大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条第 2 項第 9 号の
規定に基づく意見について（照会）

「中央新幹線品川・名古屋間」に関し、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条の規定により使用の認可を申請するにあたり、貴職管理に係る土地（施設）の大深度地下を使用することについて、同法第 14 条第 2 項第 9 号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 1. 事業名 | : 中央新幹線品川・名古屋間 |
| 2. 事業の種類 | : 中央新幹線品川・名古屋間建設工事 |
| 3. 大深度地下の使用予定範囲（事業区域） | : 別図のとおり |
| 4. 主な関係法令について | : 河川法 |

中 第 1 4 5 号

平成 30 年 2 月 2 日

東京都知事

小池 百合子 様

事業者 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目 1 番 4 号

東海旅客鉄道株式会社 代表取締役社長

柘植 康英



大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条第 2 項第 9 号の
規定に基づく意見について（照会）

「中央新幹線品川・名古屋間」に関し、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条の規定により使用の認可を申請するにあたり、貴職管理に係る土地（施設）の大深度地下を使用することについて、同法第 14 条第 2 項第 9 号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 1. 事業名 | : 中央新幹線品川・名古屋間 |
| 2. 事業の種類 | : 中央新幹線品川・名古屋間建設工事 |
| 3. 大深度地下の使用予定範囲（事業区域） | : 別図のとおり |
| 4. 主な関係法令について | : 河川法、文化財保護法等 |

中 第 1 4 8 号

平成 30 年 2 月 2 日

品川区長

濱野 健 様

事業者 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号

東海旅客鉄道株式会社 代表取締役社長

柘植 康英



大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条第 2 項第 9 号の
規定に基づく意見について（照会）

「中央新幹線品川・名古屋間」に関し、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条の規定により使用の認可を申請するにあたり、貴職管理に係る土地（施設）の大深度地下を使用することについて、同法第 14 条第 2 項第 9 号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 1. 事業名 | : 中央新幹線品川・名古屋間 |
| 2. 事業の種類 | : 中央新幹線品川・名古屋間建設工事 |
| 3. 大深度地下の使用予定範囲（事業区域） | : 別図のとおり |
| 4. 主な関係法令について | : 道路法、河川法等 |

中 第 1 4 9 号

平成 30 年 2 月 2 日

大田区長

松原 忠義 様

事業者 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目 1 番 4 号

東海旅客鉄道株式会社 代表取締役社長

柘植 康英



大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条第 2 項第 9 号の
規定に基づく意見について (照会)

「中央新幹線品川・名古屋間」に関し、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条の規定により使用の認可を申請するにあたり、貴職管理に係る土地 (施設) の大深度地下を使用することについて、同法第 14 条第 2 項第 9 号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

- | | |
|------------------------|--------------------|
| 1. 事業名 | : 中央新幹線品川・名古屋間 |
| 2. 事業の種類 | : 中央新幹線品川・名古屋間建設工事 |
| 3. 大深度地下の使用予定範囲 (事業区域) | : 別図のとおり |
| 4. 主な関係法令について | : 道路法、河川法、文化財保護法等 |

中 第 1 5 0 号

平成 30 年 2 月 2 日

世田谷区長

保坂 展人 様

事業者 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目 1 番 4 号

東海旅客鉄道株式会社 代表取締役社長

柘植 康英



大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条第 2 項第 9 号の
規定に基づく意見について (照会)

「中央新幹線品川・名古屋間」に関し、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条の規定により使用の認可を申請するにあたり、貴職管理に係る土地 (施設) の大深度地下を使用することについて、同法第 14 条第 2 項第 9 号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

- | | |
|------------------------|---------------------|
| 1. 事業名 | : 中央新幹線品川・名古屋間 |
| 2. 事業の種類 | : 中央新幹線品川・名古屋間建設工事 |
| 3. 大深度地下の使用予定範囲 (事業区域) | : 別図のとおり |
| 4. 主な関係法令について | : 幹線道路の沿道の整備に関する法律等 |

中 第 1 5 1 号

平成 30 年 2 月 2 日

町田市長

石阪 丈一 様

事業者 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目 1 番 4 号

東海旅客鉄道株式会社 代表取締役社長

柘植 康英



大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条第 2 項第 9 号の
規定に基づく意見について (照会)

「中央新幹線品川・名古屋間」に関し、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条の規定により使用の認可を申請するにあたり、貴職管理に係る土地 (施設) の大深度地下を使用することについて、同法第 14 条第 2 項第 9 号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

- | | |
|------------------------|--------------------|
| 1. 事業名 | : 中央新幹線品川・名古屋間 |
| 2. 事業の種類 | : 中央新幹線品川・名古屋間建設工事 |
| 3. 大深度地下の使用予定範囲 (事業区域) | : 別図のとおり |
| 4. 主な関係法令について | : 道路法、文化財保護法等 |

中 第 1 4 6 号

平成 30 年 2 月 2 日

神奈川県知事

黒岩 祐治 様

事業者 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目 1 番 4 号

東海旅客鉄道株式会社 代表取締役社長

柘植 康英



大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条第 2 項第 9 号の
規定に基づく意見について（照会）

「中央新幹線品川・名古屋間」に関し、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条の規定により使用の認可を申請するにあたり、貴職管理に係る土地（施設）の大深度地下を使用することについて、同法第 14 条第 2 項第 9 号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

- | | |
|-----------------------|-----------------------------|
| 1. 事業名 | : 中央新幹線品川・名古屋間 |
| 2. 事業の種類 | : 中央新幹線品川・名古屋間建設工事 |
| 3. 大深度地下の使用予定範囲（事業区域） | : 別図のとおり |
| 4. 主な関係法令について | : 河川法、急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律等 |

中 第 1 5 2 号

平成 30 年 2 月 2 日

川崎市長

福田 紀彦 様

事業者 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目 1 番 4 号

東海旅客鉄道株式会社 代表取締役社長

柘植 康英



大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条第 2 項第 9 号の
規定に基づく意見について (照会)

「中央新幹線品川・名古屋間」に関し、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条の規定により使用の認可を申請するにあたり、貴職管理に係る土地 (施設) の大深度地下を使用することについて、同法第 14 条第 2 項第 9 号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

- | | |
|------------------------|-------------------------------------|
| 1. 事業名 | : 中央新幹線品川・名古屋間 |
| 2. 事業の種類 | : 中央新幹線品川・名古屋間建設工事 |
| 3. 大深度地下の使用予定範囲 (事業区域) | : 別図のとおり |
| 4. 主な関係法令について | : 道路法、河川法、文化財保護法、都市計画法、都市緑地法、都市公園法等 |

中 第 1 4 7 号

平成 30 年 2 月 2 日

愛知県知事

大村 秀章 様

事業者 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目 1 番 4 号

東海旅客鉄道株式会社 代表取締役社長

柘植 康英



大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条第 2 項第 9 号の
規定に基づく意見について（照会）

「中央新幹線品川・名古屋間」に関し、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条の規定により使用の認可を申請するにあたり、貴職管理に係る土地（施設）の大深度地下を使用することについて、同法第 14 条第 2 項第 9 号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| 1. 事業名 | : 中央新幹線品川・名古屋間 |
| 2. 事業の種類 | : 中央新幹線品川・名古屋間建設工事 |
| 3. 大深度地下の使用予定範囲（事業区域） | : 別図のとおり |
| 4. 主な関係法令について | : 道路法、河川法、砂防法、文化財保護法等 |

中 第 1 5 4 号

平成 30 年 2 月 2 日

春日井市長
伊藤 太 様

事業者 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目 1 番 4 号

東海旅客鉄道株式会社 代表取締役社長

柘植 康英



大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条第 2 項第 9 号の
規定に基づく意見について (照会)

「中央新幹線品川・名古屋間」に関し、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条の規定により使用の認可を申請するにあたり、貴職管理に係る土地 (施設) の大深度地下を使用することについて、同法第 14 条第 2 項第 9 号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

- | | |
|------------------------|--------------------|
| 1. 事業名 | : 中央新幹線品川・名古屋間 |
| 2. 事業の種類 | : 中央新幹線品川・名古屋間建設工事 |
| 3. 大深度地下の使用予定範囲 (事業区域) | : 別図のとおり |
| 4. 主な関係法令について | : 河川法等 |

中 第 1 5 3 号

平成 30 年 2 月 2 日

名古屋市長

河村 たかし 様

事業者 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目 1 番 4 号

東海旅客鉄道株式会社 代表取締役社長

柘植 康英



大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条第 2 項第 9 号の
規定に基づく意見について（照会）

「中央新幹線品川・名古屋間」に関し、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条の規定により使用の認可を申請するにあたり、貴職管理に係る土地（施設）の大深度地下を使用することについて、同法第 14 条第 2 項第 9 号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| 1. 事業名 | : 中央新幹線品川・名古屋間 |
| 2. 事業の種類 | : 中央新幹線品川・名古屋間建設工事 |
| 3. 大深度地下の使用予定範囲（事業区域） | : 別図のとおり |
| 4. 主な関係法令について | : 道路法、河川法、文化財保護法、下水道法等 |

中 第 1 5 5 号

平成 30 年 2 月 2 日

独立行政法人
日本高速道路保有・債務返済機構
理事長 勢山 廣直 様

事業者 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目 1 番 4 号
東海旅客鉄道株式会社 代表取締役社長
柘植 康英



大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条第 2 項第 9 号の
規定に基づく意見について（照会）

「中央新幹線品川・名古屋間」に関し、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条の規定により使用の認可を申請するにあたり、貴職管理に係る土地（施設）の大深度地下を使用することについて、同法第 14 条第 2 項第 9 号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 1. 事業名 | : 中央新幹線品川・名古屋間 |
| 2. 事業の種類 | : 中央新幹線品川・名古屋間建設工事 |
| 3. 大深度地下の使用予定範囲（事業区域） | : 別図のとおり |
| 4. 主な関係法令について | : 道路法 |

中 第 1 5 6 号
平成 30 年 2 月 2 日

名古屋高速道路公社
理事長 永田 清 様

事業者 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目 1 番 4 号

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 柘植 康英



大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条第 2 項第 9 号の
規定に基づく意見について (照会)

「中央新幹線品川・名古屋間」に関し、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条の規定により使用の認可を申請するにあたり、貴職管理に係る土地 (施設) の大深度地下を使用することについて、同法第 14 条第 2 項第 9 号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

- | | |
|------------------------|--------------------|
| 1. 事業名 | : 中央新幹線品川・名古屋間 |
| 2. 事業の種類 | : 中央新幹線品川・名古屋間建設工事 |
| 3. 大深度地下の使用予定範囲 (事業区域) | : 別図のとおり |
| 4. 主な関係法令について | : 道路法 |

以上



29受庁財第3303号
平成30年2月26日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 柘植 康英 殿

文化庁長官

宮田 亮平



大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第14条第2項第9号の
規定に基づく意見について（回答）

平成30年2月2日付け中第141号より照会のあった標記の件について、下記のと
おり回答します。

記

特別史跡名古屋城跡及び名勝名古屋城二之丸庭園の大深度地下を使用することについ
ては、特別史跡及び名勝の保存に影響を及ぼす可能性がないと考えられるため、支障はあ
りません。



国 関 整 広 計 第 7 9 号
平 成 3 0 年 2 月 2 3 日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 柘植 康英 様

国土交通省
関東地方整備局長 泊 宏



大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第14条第2項第9号の規定に基づき意見について（回答）

平成30年2月2日付け中第142号により照会のありました標記については、支障ない旨回答します。

担 当 : 関東地方整備局
企画部広域計画課 中嶋、本橋
T E L : 048-601-3151 (内線 3241・3232)
048-600-1330 (直通)
F A X : 048-600-1373
E-mail : nakajima-m8310@mlit.go.jp
motohashi-n8310@mlit.go.jp



国部整道政第 277 号
平成 30 年 2 月 15 日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 柘植 康英 様

道路管理者
国土交通省中部地方整備局長
塚原 浩



大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条第 2 項第 9 号の
規定に基づく意見について (回答)

平成 30 年 2 月 2 日付け中第 142 号で照会のあった標記については、支障のない旨
回答します。



国部整水第234号

平成30年2月8日

事業者

愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号

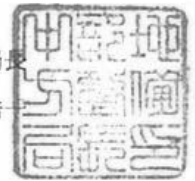
東海旅客鉄道株式会社 代表取締役社長

柘植 康英 様

河川管理者

国土交通省 中部地方整備局長

塚原 浩



大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第14条第2項第9号の

規定に基づく意見について（回答）

平成30年2月2日付け中第144号で照会のあった標記の件について、中部地方整備局の管理に係る土地（施設）の大深度地下を使用することについては、支障はありません。



29 都市基調第918号

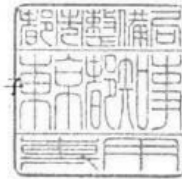
平成30年2月23日

東海旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 柘植 康英 殿

東京都知事

小池百合子



大深度地下の公共的使用に関する特別措置法

第14条第2項第9号の規定に基づく意見について（回答）

平成30年2月2日付中第145号により依頼がありました標記の件について、別紙のとおり回答いたします。

(担当)

東京都都市整備局都市基盤部調整課指導担当 安住、神山

電話（直通） 5388-3275

別紙

29環総第1810号
平成30年2月22日

都市整備局都市基盤部調整課長 殿

環境局総務部総務課長
(公印省略)

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第14条第2項第9号の
規定に基づく意見について (回答)

平成30年2月6日付29都市基調第855号により依頼のありました標記の件について、特段の意見はございません。

担当
環境局総務部総務課庶務担当 森下
電話 03 (5388) 3416
内線 42-111

別紙

29教総総第2100号

平成30年2月15日

都市整備局都市基盤部調整課長 殿

教育庁総務部総務課長
(公印省略)

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第14条第2項第9号の
規程に基づく意見について(回答)

平成30年2月6日付29都市基調第855号により照会のあった標記の件につ
いて、下記のとおり回答します。

記

1 意見の有無

意見はありません

【本件連絡先】

教育庁総務部総務課 庶務担当 杉本

内線：53-111

別紙

29 建総企第468号

平成30年2月22日

都市整備局都市基盤部調整課長 殿

建設局総務部計画担当課長

(公印省略)

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第14条第2項
第9号の規定に基づく意見について(回答)

平成30年2月6日付29都市基調第855号により貴局から依頼があった標記の件について、下記のとおり回答します。

記

事業の施工にあたっては、河川法第26条(工作物の新築等の許可)及び河川法第27条(土地の掘削等の許可)の許可を得ること。

(担当) 建設局総務部企画計理課

企画担当 武田、鈴木

内線 40-032



品都開収第 139 号

平成 30 年 2 月 19 日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 柘植 康英 様

品川区長
濱 野 健



大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条第 2 項第 9 号の
規定に基づく意見について (回答)

平成 30 年 2 月 2 日付中第 148 号にて照会のありました標記の件につきまして、
下記のとおり回答します。

記

品川区の管理に係る土地 (施設) の大深度地下を使用することについては、
支障ありません。

29 ま計発第 11873 号
平成 30 年 2 月 14 日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 柘植 康英 様

大田区長
松 原 忠 義



大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条
第 2 項第 9 号の規定に基づく意見について (回答)

平成 30 年 2 月 2 日付け中第 149 号において照会があった件について、下記のとおり回答します。

記

- 1 大深度地下の公共的使用について
大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条第 2 項第 9 号に基づく照会について、意見ありません。
- 2 関係法令
道路法、河川法、文化財保護法等

問合せ先
大田区まちづくり推進部
都市計画課 大見、林
電話 03 - 5744 - 1303

29世交政第121号
平成30年2月19日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長
柘植 康英 様

世田谷区長 保坂 展 人



大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第14条第2項第9号の
規定に基づく意見について（回答）

平成30年2月2日付け中第150号により照会のあった標記の件について、
下記のとおり回答します。

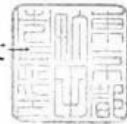
記

- 1 大深度地下の公共的使用について
意見ありません。
- 2 関係法令等
幹線道路の沿道の整備に関する法律

17町政企第168号
2018年2月15日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 柘植 康英 様

町田市長 石坂 丈一



大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第14条第2項第9号の
規定に基づく意見について（回答）

平成30年2月2日付け中第151号にて照会のあった標記の件について、下記のとおり回答します。

記

町田市の管理に係る土地（施設）の大深度地下を使用することについては、支障ありません。

交 企 第 49 号

平成 30 年 2 月 26 日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 柘植 康英 様

神奈川県知事 黒岩 祐治



大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条第 2 項第 9 号の
規定に基づく意見について（回答）

平成 30 年 2 月 2 日付け中第 146 号で照会のありました、大深度地下の公共的使
用に関する特別措置法第 14 条第 2 項第 9 号の規定に基づく意見はありません。

問合せ先

交通企画課リニア中央新幹線グループ

川澄、岩本

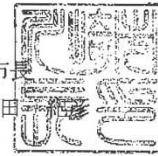
電話 045-210-1111（内線 6186、6187）

29川ま計第1191号

平成30年3月6日

東海旅客鉄道株式会社 代表取締役社長
柘植 康英 様

川崎市長
福田 隆



大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第14条第2項第9号
の規定に基づく意見について（回答）

平成30年2月2日付け中第152号より照会のあった件について、川崎市の管
理に係る土地（施設）の大深度地下を使用することについて、支障はありません。

（まちづくり局計画部都市計画課 古川担当）

内線35741

29 建企第567号
平成30年 2月22日

愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号
東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 柘植 康英 様

愛知県知事 大村 秀章



大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第14条第2項第9号の規定に基づき意見について（回答）

平成30年2月2日付中第147号にて照会があった件について、下記のとおり回答します。

記

- 1 大深度地下の公共的使用について
大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第14条第2項第9号の規定に基づき照会について、意見ありません。
- 2 関係法令等
別紙のとおり

担 当 建設部建設企画課
企画第二グループ 堀尾、田中
電 話 052-954-6611（ダイヤルイン）

関係法令等

関係法令等	対象
道路法	道路
河川法	河川
砂防法	砂防指定地
文化財保護法	文化財

29 春交対第 383 号
平成 30 年 2 月 22 日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 柘植 康英 様

春日井市長 伊 藤



大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条第 2 項第 9 号の
規定に基づく意見について (回答)

平成 30 年 2 月 2 日付け中第 154 号により照会のあった件について、春日井市の管理に係る土地 (施設) の大深度地下を使用することについては、支障はありません。

連絡先 総務部交通対策課交通企画担当
電話(0568) 85-6051



29住都計第81号
平成30年2月20日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 柘植 康英 様

名古屋市長
河村 たかし



大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第14条第2項第9号の
規定に基づく意見について (回答)

平成30年2月2日付中第153号で照会があった件について、下記の通り回答します。

記

- 1 大深度地下の公共的使用について
大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第14条第2項第9号の規定に基づく照会について、意見ありません。
- 2 関係法令等
別紙のとおり

(担当)

住宅都市局 都市計画部 都市計画課
電話 (052) 972-2712

別紙

○関係法令等

関係法令等	対象
道路法	道路
河川法	河川
文化財保護法	文化財
下水道法	下水道
名古屋市都市公園条例	公園

総管 第16703号
平成30年2月13日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 柘植 康英 殿

独立行政法人
日本高速道路保有・債務返済機構
理事長 勢山 廣直



大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第14条第2項第9号の規定に基づき意見について（回答）

平成30年2月2日付け中第155号で照会のありました標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

道路を損傷又は汚損し、道路の構造若しくは交通に支障を及ぼすことのないよう使用してください。



29交第230号の2
平成30年2月14日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 柘植 康英 様

名古屋高速道路公社
理事長 永田 清



大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第14条第2項第9号の
規定に基づく意見について（回答）

平成30年2月2日付け中第156号より照会のあった件について、当職管理に係る
土地（施設）の大深度地下を使用することについては、支障はありません。